

FUKUOKA



新時代の学びを目指して
～ICTで変わる授業～



うきは市立千年小学校



那珂川市立那珂川中学校

CONTENTS

教育の広場

子どもたちに本を読むことの楽しさを伝える
～子どもの読書活動の推進のために～

近畿大学通信教育部非常勤講師 河井 律子 …… 1

特集

○文化財保護法の改正と新たな取組 [文化財保護課] …… 3

○特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築事業 [特別支援教育課] …… 7

○子どもの読書活動推進事業 [社会教育課] …… 9

県立学校の特色ある取組

○自らの力で未来を切り拓く活動「NEW セサミプラン」
[福岡県立久留米高等学校] …… 11

実践レポート

○柳川市立小・中学校における
特別支援教育の推進に関する教育委員会としての取組
～小・中学校に密着した、教育委員会による学校支援の実践から～
[柳川市教育委員会 指導主事 遠江 規男] …… 13

特色ある学校教育活動

○多様性を尊重する児童を育む人権教育の取組
～外国人の人権に関する授業づくりを通して～ [岡垣町立戸切小学校] …… 15

令和元年度調査研究

思考力・判断力・表現力等を育成するカリキュラム・マネジメントの充実
[福岡県教育センター] …… 18

令和元年度調査研究

教員は学校で育つ！目標と評価を生かしたOJT [福岡県教育センター] …… 20

学校とともにある地域づくり・人づくり [福岡県立社会教育総合センター] …… 22

教育施設からの事業だより

平成30年度「体験の風をおこそう」運動推進事業
はじめてチャレンジ！ドキドキキャンプ [福岡県立社会教育総合センター] …… 24

スクールミュージアム事業 [福岡県青少年科学館] …… 26

お知らせ

福岡県立少年自然の家「玄海の家」/福岡県教育センター

福岡県青少年科学館 …… 28

九州歴史資料館 展示品 名選No. 40 [九州歴史資料館]

「教育福岡」はホームページ上で
見ることができます。

福岡県

検索

教育委員会>>総務企画課>>「教育福岡」をクリック

<九州ロゴマーク>

「九州の連携」を象徴し、
「九州はひとつ」を表現
しています。



8/29

福岡県フェンシング協会「めんたいクラブ」所属 ^{いとうひげん}伊藤羽絃選手教育長表敬訪問

第5回全国中学生フェンシング選手権大会男子サーブル個人戦において、優勝したことを報告するため、^{いとうひげん}伊藤羽絃選手が城戸教育長を表敬訪問しました。



9/2

福岡県立小倉南高等学校定時制課程 柔道個人戦全国優勝・準優勝、陸上競技砲丸投3位入賞に係る教育長表敬訪問

令和元年度全国高等学校定時制通信制体育大会において、柔道部^{かわはらゆめ}川原夢選手が柔道63kg超級にて優勝、女子団体にて準優勝、^{はやかわかいた}早川海斗選手が男子90kg超級にて準優勝、^{あまよりゆうせい}陸上競技部秋吉龍誠選手が男子砲丸投にて3位入賞したことを報告するため、城戸教育長を表敬訪問しました。



9/5

福岡県立三井高等学校家庭クラブ教育長表敬訪問

第67回全国高等学校家庭クラブ研究発表大会（8月1日～2日、姫路市文化センター）において、「学校家庭クラブ活動」文部科学大臣賞を受賞報告するため城戸教育長を表敬訪問しました。また、受賞内容について^{そのだちのん}園田知暖さんが説明しました。



9/6

福岡県立福岡高等聴覚特別支援学校 バドミントン部 教育長表敬訪問

福岡高等聴覚特別支援学校バドミントン部が第2回世界デフユースバドミントン選手権大会でダブルス優勝、女子シングルス3位入賞及び第5回世界デフバドミントン選手権大会で女子ダブルスと混合団体戦で3位に入賞したことを報告するため、城戸教育長を表敬訪問しました。



9/6

田川市立伊田中学校 放送部 第36回NHK杯全国中学校放送コンテスト最優秀賞受賞に係る教育長表敬訪問

第36回 NHK杯全国中学校放送コンテスト最優秀賞受賞（テレビ番組部門）を報告するため、同中学校及び関係者の皆さんが城戸教育長を表敬訪問しました。

訪問では、部長の^{まんそくゆうき}万束裕貴さんが受賞を報告するとともに制作の経緯や関係者への感謝等を述べました。



今月の表紙「元気いっぱい子どもたち」

「平成29・30・令和元年度重点課題委嘱・研究校の取組」 (うきは市立千年小学校、那珂川市立那珂川中学校) (義務教育課)

うきは市立千年小学校は、平成29・30・令和元年度福岡県重点課題委嘱・研究校として「各教科等におけるICT活用」「プログラミング学習」「情報モラル教育」の3つの視点から研究・実践を行っています。特に、プログラミング教育が令和2年度から必修化されることを踏まえ、タブレット端末でプログラミングを行うなどの先進的な実践にも取り組んでいます。

那珂川市立那珂川中学校も委嘱・研究校として、「授業づくりでICTをどのように活用して問いを追究するのか」という視点から研究・実践を行っています。英語科の学習では、各個人のタブレット端末に入力した英作文が、瞬時に全員の端末へと映し出され、他者の英作文を参考にしより質の高い作品に書き換えていくという、実践が行われました。

どちらの学校でも、ICTを活用して一生懸命学習に取り組んでいる子供の姿が見られました。

本年度は研究の成果を広く県内の学校に普及啓発するようにしています。

子どもたちに本を読むことの楽しさを伝える

近畿大学通信教育部非常勤講師

子ども読書の推進のために

河井 律子

はじめに



変化の激しい現代社会の中で、子どもたちの読書の在り方は大きく変わってきています。本好きといわれる子どもたちでも、内容的に軽いもの、絵が多くて苦勞せずに読めるものを好み、行間を読んだり、イメージを大きく膨らませないと楽しめないような本は敬遠されます。

本を読むというのは、字を見るところではありません。読んだことを頭の中でイメージ化し、その世界で心を遊ばせて楽しむことです。それによって子どもたちは、視野を広げ、時間や空間を飛び越えることができるのです。子どもにとって「本を読む」ということは「楽しみ」です。そして、質の良い楽しみを積み重ねることで子どもたちは想像力、感受性など様々な力を育てていきます。そんな質の良い読書をするためには、読む側にも楽しむための力が必要です。

子ども読書年の取組以来、子どもたちに本の楽しさを伝えるにはどうすればいいかということを探求してきました。読み聞かせに象徴される様々な手法を用い、新たな手法に目を向けながら、今も様々な取組が行われています。

1 子ども読書の今と読書習慣

今の子ども読書の状況はどうなっているのかを子ども読書年の頃と比較してみると左表のようになります。

1カ月の平均読書量	平成30年	平成13年
小学生	9.8冊	6.2冊
中学生	4.3冊	2.1冊
高校生	1.3冊	1.1冊

1カ月の不読率	平成30年	平成13年
小学生	8.1%	10.5%
中学生	15.3%	43.7%
高校生	55.8%	67.0%

(学校読書調査(平成30年・平成13年))

〔全国学校図書館協議会調査〕より

平成13年よりも本を読む子どもたちは確実に増えています。ただ、数字はほぼ横ばい状態で、今回は最も低い数字でした。子ども読書活動推進は長期的に見れば成果を上げてきていますが、ここ数年は、読書活動推進の停滞が感じられ、インターネット社会の急速な発達の中で、読書の世界にも大きな変化が出てきていると推察されます。中高生の読書離れには、まだまだ歯止めがかかっていることもこの調査結果から見えてきます。中高生の読書離れの大きな要因は、中高生が多忙な日々を送っていることだといえます。ただ読む子はとてもよく読んでおり、二極化も進んでいると考えられます。

もう一つ中高生の読書離れの要因に、中学生までの読書習慣の形成が不十分ということがあります。乳幼児期・小学校前期の読みきかせ中心の読書推進から、一人読みによる読書習慣の形成への橋渡しにまだまだ課題があると言いうことです。読み聞かせももちろんうれしいことですが、ある程度の年齢になれば、多少困難であっても、自らが「本を読む」ことで、本当の読書の楽しさを感じるようになります。本の楽しさを知り、自ら本を読む習慣が確立していれば、どんなに多忙でも本を読む時間を確保しようとしています。読書習慣を育てるためには、読み聞かせだけでなく、ブックトークなどの手法を用い、子ども自ら本を読むよう励ますことも大切です。

2 「いつでも本と出会う」環境を作る

子どもたちに本に親しんでもらうためには、「いつでも本と出会う」環境があることが大切です。その最も重要なのが人です。子どもたちが心に届く本と出会うためには、本を手渡す人が必要です。そのため、子どもを知り、子どもの本を知り、子どもと本とを結びつける技量を持った人材の確保・育成が欠かせません。

また、図書館や図書室での物理的な環境の整備も重要です。背文

字が日に焼けて薄れ見えなくなっているような、内容が古くて使い物にならないような、そんな魅力のない本をときどき見かけます。本はあればいいと言っているものではありません。きちんとした目で二冊一冊丁寧に選書し、新陳代謝した魅力ある資料群を作っていくことが大切です。また、子どもたちが利用しやすい雰囲気づくりにも心を配る必要があります。

加えて、インターネット社会において不可欠なのが、情報機器の充実とネット環境の整備です。図書館や学校図書館がネット環境を持ち、連携し、全体で資料を共有することは、子どもたちに多様な資料と出会让えることを可能にします。

3 子どもの心に届く本を手渡すために

「優れた本は、楽しんで読んでいるだけで、書いた人の人間性や出てくる登場人物たちの人間性を知らず知らずのうちに手渡してくれます。」と英国ファンタジー研究者・翻訳家の脇明子氏が、著書に書いています。まさにそのような本を自らの目で心で感じ取り、子どもに手渡していくことこそが、子ども読書推進を目指す私たちに求められていることだと思います。

子どもの心に感動を与える本を、一人でも多くの子どもの心に手渡すことを目的に、子ども読書推進が進められることを願っています。

文化財保護法の改正と福岡県の新たな取組

文化財保護課

平成31年4月1日、改正された文化財保護法が施行されました。この法改正では、今日の社会状況の変化などを踏まえ、文化財をより計画的に保存・活用するための事項が新たに規定されました。ここでは、この法改正を受けて動き出した、本県の新たな取組について紹介します。

法改正の経緯

平成29年5月、文部科学大臣は文化審議会に対して、文化財の確実な継承に向け、未来に先んじて必要な施策を講じるための文化財保護制度の在り方について包括的な検討を求める諮問を行いました（「これから文化財の保存と活用の在り方について」）。この諮問を受け、文化審議会文化財分科会に設置された企画調査会において審議がなされ、同年12月「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について（第一次答申）」が答申されました。

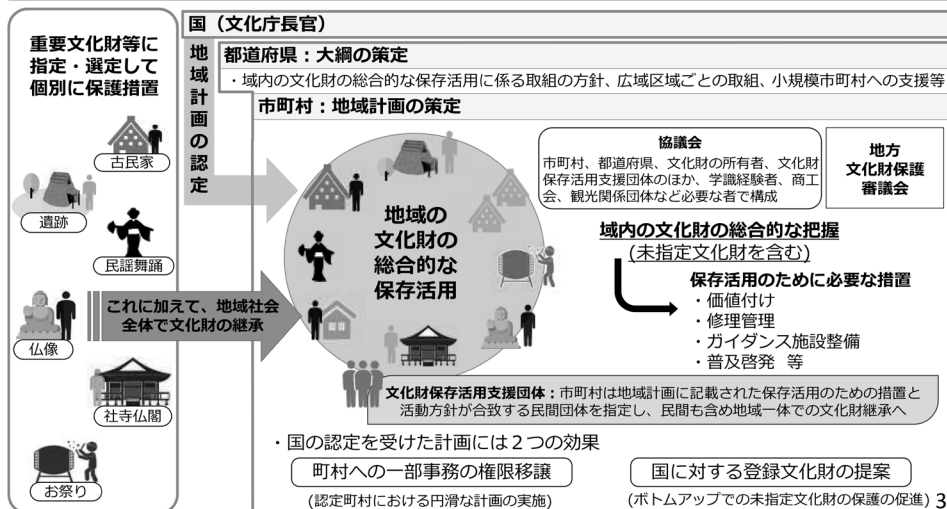
この答申を踏まえ、平成30年3月に「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案」（以下「改正文化財保護法」という。）が閣議決定され、6月1日の国会で成立し、同8日に公布されました。

今回の法改正は、過疎化・少子高齢化などの社会状況の変化を背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題となっており、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進、地方文化財保護行政の推進力の強化を図ることをねらいとしています。

改正文化財保護法による新たなスキーム(イメージ)

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

①地域における文化財の総合的な保存・活用



新たな文化財の保存・活用のイメージ (国資料から抜粋)

改正文化財保護法

改正文化財保護法の主要な事項は、次の四点です。

一点目は、地域における文化財の総合的な保存・活用のため、都道府県による総合的な施策の「文化財保存活用大綱（以下「大綱」という。）」の策定について定められるとともに、市町村が作成する「文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）」の認定制度が設けられたことです。

大綱は、都道府県における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化するものであり、当該域内において各種の取組を進めていく上での共通の基盤となるものです。文化財の保存・活用の基本的な方針が大綱で明示されることで、域内の市町村が相互に矛盾なく、同じ方針の下に取り組んでいくことが可能となります。

地域計画は、大綱を勘案しつつ、各市町村において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクションプランです。作成した地域計画が国の認定を受けた場合、国に対して登録文化財とすべき物件の提案ができるようになるとともに、国指定等文化財の現状変更の許可など、文化庁長官の権限に属する事務の一部について、都道府県・市だけでなく認定

町村でも行うことができるようになります。

更に、市町村が、地域において文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等を「文化財保存活用支援団体」に指定する制度も設けられました。

二点目は、個々の文化財の確実な継承に向けて、国指定等文化財の所有者・管理団体等が作成する文化財の「保存活用計画」の認定制度が設けられたことです。保存活用計画が国の認定を受けると、国に対する手続きの弾力化や美術工芸品に係る相続税の納税猶予（寄託等の条件付き）の効果があります。

三点目は、地方文化財行政の推進力強化のため、文化財の巡視や所有者への助言等を行う文化財保護指導委員を、都道府県だけでなく市町村にも置くことができるようになったことです。また、地方公共団体における文化財保護に関する事務を、地方文化財保護審議会の必置を条件として、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が管理・執行できるようにしました。そして四点目は、罰則が見直され、重要文化財等の損壊や毀棄等に係る罰金が引き上げられたことです。

これらの新たな仕組みにより、各地域における中・長期的な観点から文化財の保存・活用のための取組の計画的・継続的な実施

が一層促進され、地域の文化財行政が目指す方向性や取組の内容が「見える化」されるほか、文化財の専門家だけでなく多様な関係者が参画した、地域社会総がかりによる文化財の次世代への継承に向けた取組が促進されることとなります。

本県の現状と新たな取組

福岡県は、古くからアジアとの交流拠点として発展し、我が国の歴史上も特筆すべき位置にあつて、貴重な歴史文化遺産が数多く残されています。本県では、昭和30年に文化財保護法に基づいて福岡県文化財保護条例を制定し、諮問機関である福岡県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）において、文化財の指定をはじめ、保存と活用に関する事項について調査審議され、文化財の保護を図ってきました。

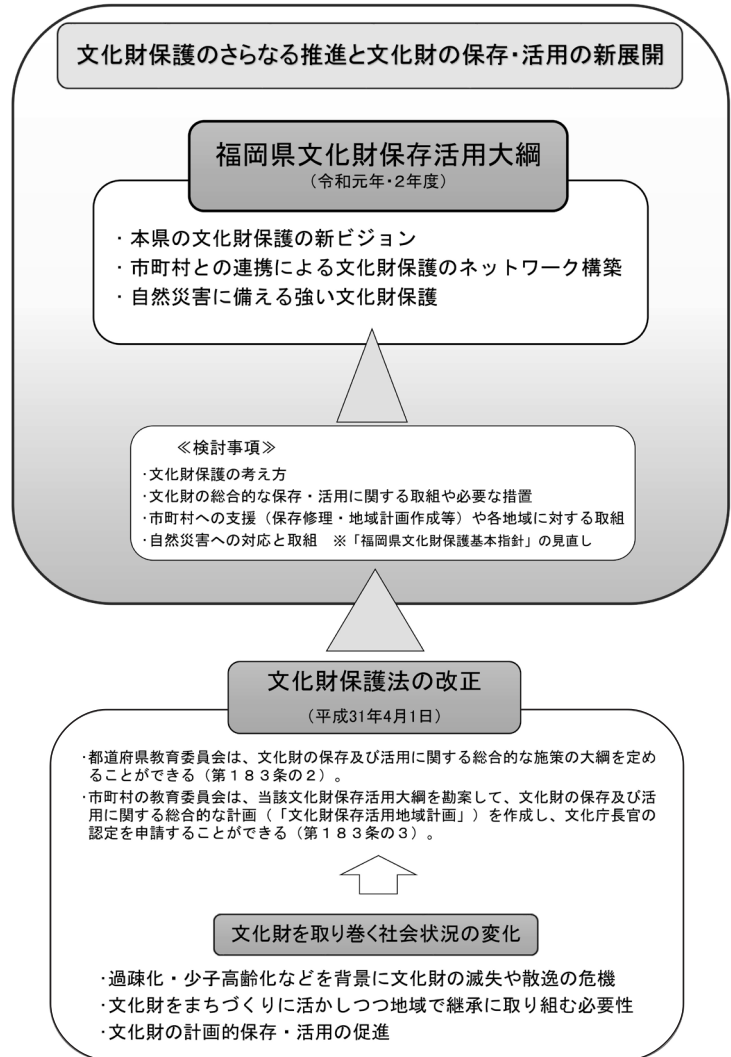
そして、平成22年2月に審議会からの建議を受け「福岡県文化財保護基本指針」（以下、「基本指針」という。）を策定し、これに基づいて文化財保護行政に取り組んできたところです。

しかし、策定から10年近くが経過する中で、前述のように文化財を取り巻く社会は大きな変化をみせています。

また、近年、地震や豪雨などの大規模災害が多数発生しており、災害に備えるため、

福岡県文化財保存活用大綱の策定

文化財保護課



市町村と連携した文化財の防災計画の策定や防災ネットワークの構築も喫緊の課題となっています。

併せて、県内の文化財保護行政全体をバランスよく推進し、継続していくための市町村との役割分担と連携、文化財専門職員の人材育成と資質向上など体制整備の強化が必要になってきています。

そこで、これまでの「基本指針」の見直しを行い、「大綱」として策定することとしました。

令和元年7月30日、福岡県教育委員会から、審議会に対して、「福岡県におけるこれらの文化財保護行政の在り方について（諮問）」されました。この諮問において、具体的審議事項として、①本県のこれからの文化財保護行政の在り方と基本方針について、②本県における文化財保護行政の推進体制及び市町村支援について、③本県における文化財防災計画について、が示されました。これは、本県におけるこれからの文化財の保護を考えていく上での今日的課題として示

されたものであり、大綱策定における骨格となるものです。

更に、この諮問における審議事項を具体的に検討する場として、審議会に企画委員会が設置されました。企画委員会は、文化財の各分野の専門委員をはじめ、法制度、計画策定、博物館・文化財防災、民間団体・NPO、地域文化、マスコミの外部有識者、教育関係、行政職員から成る15名の委員で構成されています。また、地域振興、文化振興及び観光振興に係る関係部局の意見を聴きながら審議を進めることとしています。

企画委員会では、文化財保護の基本的理念から、本県における文化財の現状と課題、文化財保護における基本方針、防災や災害に関わる文化財への対応など、多岐に亘る事項について、2ヶ年審議していただく予定としています。

文化財を取り巻く社会変化の中で

国では、今日の社会変化に対応すべく、様々な施策や事業を展開してきました。平成27年度から開始した「文化財総合活用戦略プラン」では、情報発信・普及啓発等の取組（ソフト）や、公開活用のための設備整備等（ハード）、地域の文化財を一体的に活用する取組を総合的に支援しています。また、有形・無形の文化財群を総合的に整

備・活用し、戦略的に発信する「日本遺産魅力発信推進事業」をはじめ、伝統芸能・伝統行事の公開・後継者養成などを支援する「文化遺産総合活用推進事業」、観光資源としての魅力を向上させる「日本の美再発見！文化財美術工芸品魅力開花推進事業」など、積極的な活用を視野に入れた保存修理などを行っています。

本県でも、ここ数年、文化財の保存をはじめ活用するための様々な取組を行っています。国指定重要文化財の旧福岡県公会堂貴賓館では、内装や屋外テラス等の整備、解説版や音声コンテンツによる多言語化などを行いました。また、国指定重要文化財の



「旧福岡県公会堂貴賓館」を活用した
プロジェクションマッピング（令和元年9月）

門司港駅の復原工事に対する助成、工事中の現場公開事業を行うなど、文化財の保存修理とともに文化財の魅力と価値を発信しました。更に、特別史跡大野城跡では、VR・ARにより古代建物群を蘇えらさせる復元プロジェクト事業を行い文化財に対する理解促進に努めています。

今年度は、昭和43年に県教育庁に文化課が創設されてからちょうど50年の節目に当たります。その間、県内の様々な文化財について、調査を実施して指定や登録の措置をとるなど、その保護に取り組んでまいりました。

また、令和2年は、九州歴史資料館が小郡市に移転開館して10周年を迎え、本県の文化財保護の中核施設として、より一層の機能強化が求められます。

このような中、これまでの文化財の概念や範囲、文化財の保存、整備、活用、普及活動等の推進の在り方、文化財保護行政の体制整備などを改めて検討し、地域に根差した文化財の保存・活用を図るための大綱を策定することは、大変意義があると考えます。

文化財は一度失われてしまえば取り返しのつかないものであるため、様々な社会状況の変化に対応しながら継承していく必要が



「特別史跡大野城跡」における復元プロジェクト事業
（平成31年3月）

あります。
大綱の策定を通して、今後一層、県内の文化財を確実に後世に伝えるため、適切な文化財の保存・活用に取り組んでまいります。

特別支援教育の視点を踏まえた 学校経営構築事業

特別支援教育課

はじめに

平成24年に文部科学省が実施した、「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、公立の小・中学校の通常の学級において、学習面又は行動面において著しい困難を示す児童生徒が6.5%（推定値）程度の割合で在籍していることが報告されています。同時に、これらの児童生徒以外にも、何らかの困難を示している教員が捉えている児童生徒がいることが示唆されており、どの学級にも教育的支援を必要としている児童生徒が在籍している可能性があります。

また「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」により、学校においても合理的配慮の提供が求められており、「発達障害者支援法」では、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成推進、いじめの防止等のための対策推進等の支援体制の整備を行うことが規定されたことを受け、様々な課題に対し効果的な校内支援体制の整備を推進することが求められています。

こうした中、各学校においては、校長自らが特別支援教育や障がいに関する理解を深め、そのリーダーシップの下、教員が特別支援教育に関する認識を持ち学級経営を行うよう指導する

ことや、その認識を踏まえ学校経営に参画するなど、組織としての体制を整備することが必要です。

そこで本県では、文部科学省の委託を受け、「特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築事業」に取り組んでいます。

本事業は、学校等における発達障がいを含む障がいのある児童生徒に対する特別支援教育の体制充実に向けて組織強化を図るため、学校経営を行うために必要なノウハウ及び効果的な運営の在り方について、学校経営スーパーバイザー等の専門家を活用し、実践的に調査研究を行うものです。

※ 本事業における「スーパーバイザー」とは、学校経営や特別支援教育に関する知見や専門性を有し、専門的な観点から指導・助言を行う者です。

「特別支援教育の視点を踏まえた学校経営」とは

特別支援教育の基本的な考え方である、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うことを、障害のある幼児児童生徒のみならず、障害があることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある幼児児童生徒にも適用して教育を行っていくこと

とを、学校経営計画に明記し、学校全体で意識し取り組んでいくこと。

また、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを校長自らが深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくこと。

（文部科学省事業公募要領から）

1 事業の概要

(1) 指定校（指定地域）

- ・ 福岡県立遠賀高等学校
- ・ 粕屋町立粕屋東中学校（粕屋町）

(2) 取組期間

2年間（平成30年度～令和元年度）

(3) 取組内容

① 特別支援教育を柱とした学校経営（専門家を活用した学校経営計画等の策定）

組織的な特別支援教育の推進をより強化するために、校長が作成する学校経営要綱や経営方針・計画等への特別支援教育の視点の取り入れ方について、大学教授、関係機関の専門家等から年度更新における改善を主とした助言を得る。

② 校内委員会の設置・運営（特別支援教育の視点から生徒指導上の課題に対応する体制整備）

特別な支援を必要とする児童生徒への組織的な支援のために、定期的に校内委員会を開催し、現状と課題の分析や、具体的な支援方策の検討を行うとともに、個別の教育支援計画・個別の指導計画を活用しながら、PDCAにより効果的に校内委員会を運営する方法について究明する。

③ 特別支援教育コーディネーターの負担軽減のための効率化・機能化

特別支援教育コーディネーターの役割を整理するとともに、学校間接続を含めた校内外の連携がより円滑・確実に推進されるよう、校内の仕組みを構築し、コーディネーターの負担が軽減され、かつ効果的に課題の解決に結びつくよう機能化を図る。

④ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用・管理（合理的配慮提供に係る体制整備）

支援を必要とする児童生徒の実態を把握し、個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成するとともに、保護者、本人と合意形成を図りながら、提供すべき合理的配慮を明確化し、計画の活用・更新を図る。

⑤ 教職員の理解推進と専門性の向上（校内研修の推進等）

全教職員が特別支援教育への理解を深め児童生徒への指導・支援に生かせるよう、専門家を講師とした校内研修等の充実を図り、学校全体の専門性向上、意識の向上につなげる。

⑥ 専門スタッフの活用、他機関との連携強化

学校が福祉、医療等の関係機関の専門スタッフの活用や、教育委員会、卒園・卒業した園・学校等や入学先の学校等との連携強化を図る

ことで、保護者への理解啓発を含めた継続的・総合的な支援ができる効果的な情報共有ネットワークの構築について検討を進める。

2 取組の実際

(1) 福岡県立遠賀高等学校

○ 「遠賀スタイル」の授業づくりの推進
 ・ シンプル・・・生徒が迷わず、するべきことが分かる明確な指示や板書とプリントの連動等

・ クリア・・・日常的に、板書上のキーワードのプレートを活用し、見通しを持たせる工夫等

・ ビジュアル・・・ICT機器や実物の活用による視覚的支援、板書計画に基づいた1時間の学習内容を分かりやすく残す板書等
 ・ シェア・・・短い時間でも、生徒同士が主体的に対話する活動を日常的に位置づける場面設定等

○ 学校経営構築運営協議会の開催

学校経営スーパーバイザー（大学教授）及び特別支援教育スーパーバイザーの参加の下、本校の取組を視察し協議を実施（年間3回開催）

○ 特別支援教育コーディネーターの複数配置
 学校代表1名、各学年1名ずつの計4名を配置し、負担軽減と連携強化など

(2) 粕屋町立粕屋東中学校

○ 学校経営構築地域運営協議会の開催

学校経営スーパーバイザー（大学教授）等に学校経営計画に基づいた授業の様子、校内の推進状況等を提示して助言を受け、学校経営計画等を更新

○ 個別の教育支援計画ファイルの機能化
 ・ 入学年次ごとにファイルの色を変え、五

十音順に整理

・ 生徒指導上の問題行動、不適応傾向の課題などの指導等の情報を、同じファイルで一括管理

・ 個人情報保護の観点に留意しつつ、どの教員でも閲覧できる保管場所の設定

○ 職員の意識向上のための研修の実施

月1回、20分程度の特別支援教育に関する職員研修の設定
 〈研修内容の例〉

・ 発達障がいのある生徒の特性や背景要因の理解

・ 合理的配慮と基礎的環境整備

・ 生徒への支援方法の具体例

・ 保護者への対応 など

3 成果と課題

〈成果〉

・ 学校経営スーパーバイザーの助言による学校経営計画等の充実と校内の分掌組織の見直しなど組織体制整備の具体化

・ 教職員の特別支援教育に対する意識の高揚と研修や授業改善の実施による専門性の向上

〈課題〉

・ 本県の課題である中学校から高等学校への支援の引継ぎの充実に結びつく事業成果の普及

子どもの読書活動推進事業

社会教育課

はじめに

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

近年、社会構造等が急速に変化する中で、読書活動は、精査した情報を基に自分の考えを形成し表現するなどの「新しい時代に必要となる資質・能力」を育むことに資するという点からも、その重要性が高まっています。

福岡県内では、多くの学校で全校一斉読書活動が取り組まれています。また、小・中学生の不読率（1か月で読んだ本の冊数が「0冊」と回答した割合）は、中長期的には改善傾向にあります。

1 国・県の動向

(1) 国の動き

国では、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、平成14年に全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進す

ることを基本理念とする基本計画（第一次基本計画）を定め、家庭、地域、学校等の連携・協力を重視した施策に取り組みました。その後、平成20年には第二次基本計画、平成25年には第三次基本計画、そして、平成30年には第四次基本計画が定められました。

第四次基本計画では、第三次基本計画期間における子どもの読書活動の現状と課題を受けて、発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成することや友人同士で本を薦め合う活動等を通じ、読書への関心を高めることを推進のための方策としています。

(2) 県の動き

県では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、平成16年に「福岡県子ども読書推進計画」を策定しました。この計画においては、読書活動を「読書」という本を読む行為と読書に関する様々な活動とを併せたもの」と定義し、学校・家庭・地域・民間において、「読書推進ボランティアの養成及び活用促進」や「図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化」等に取り組みむことで、子ども

の読書活動を推進していくことが示されています。この推進計画は、平成22年に第2次改訂、平成28年に第3次改訂を行いました。第3次改訂では、子どもの読書習慣の形成・定着・確立を図るという視点を重視し、次の基本方針を掲げています。

- 4つの基本方針
- 1 家庭・地域・学校・民間における子どもの読書活動の推進
- 2 子どもの読書活動推進のための施設・設備等諸条件の整備・充実
- 3 図書館間及び学校図書館等との連携・協力・ネットワーク化
- 4 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

これらの基本方針を推進し、子どもの読書習慣の定着を図るため、福岡県教育委員会は、平成30年度から「子どもの読書活動推進事業」を実施しています。

2 「子どもの読書活動推進事業」とは

(1) 事業の目的

本事業では、「読書活動応援隊」による人的支援のもと、次に挙げるねらいを達成するため、発達段階に応じた読書活動の取組を段階的・継続的に実施しています。

- ・読書習慣の定着と学校・家庭・地域・民間における読書活動の充実
- ・読解力、語彙力、思考力など学力向上の基盤となる基礎的な能力の育成

「読書活動応援隊」とは、県社会教育主事や市町村職員、子どもの読書を推進するボランティア団体、NPO等からなるチームで、市町村に組織されたものです。

(2) 事業内容と昨年度の実績

①「読書の啓発事業」

小学校低学年の子どもを持つ保護者を対象とし、読書活動応援隊が読書の意義と重要性を伝え、読み聞かせや家庭での読書「うちどく」の手法を伝授します。

小学校から各教育事務所の社会教育室に依頼をいただき、入学説明会やPTA研修会、保護者集会や学習発表会等、小学校に保護者が集まる機会に読書活動応援隊を派遣します。

昨年度は、46市町村129小学校に読書活動応援隊を派遣しました。

②「読書の交流事業」

ア 読書活動応援隊を活用した小・中学生の読書活動支援

小・中学生の読書環境の充実を図るた

め、市町村の公立図書館と学校図書館が連携・協力し、読書活動応援隊を活用した様々な読書活動推進のための事業を実施します。具体的な内容としては、市町村の実情に応じて、家庭での読書「うちどく」、小学生読書リーダー・中学生読書サポーター養成、読み聞かせ、中学生の小学生に対する読み聞かせやブックトーク、ビブリオバトル等、様々な形態で取り組まれています。

昨年度は、24市町村で事業を企画・実施し、地域の読書環境の充実を図りました。

イ

子どもの読書活動交流・研修会

子ども読書リーダー養成発表や外部講師による講演をとおして、読書活動の意義や役割について再認識する機会としていきます。

昨年度は、2月2日に都久志会館で開催し、県内各地から249名の参加がありました。

研修会では、宇美町立図書館による小学生読書リーダー養成講座の取組発表や小学生によるお話し会の実演、広川町立図書館による児童生徒読書推進活動の取組発表や中学生によるビブリオバトルの実演、その後、キャスターの徳永玲子さんによる講演が行われました。また、会場のロビーでは、県内の6教育事務所管内の市町村による読書活動の取組をパネル展示しました。



【発表の様子】



【パネル展示】

平成 16 年 福岡県子ども読書推進計画
平成 22 年 福岡県子ども読書推進計画（2次）
平成 23 年～25 年 小学生読書リーダー活動推進事業
平成 26 年 子どもの読書活動の推進を図る調査・取組
平成 27 年～29 年 子どもの読書活動充実事業
平成 28 年 福岡県子ども読書推進計画（3次）
平成 30 年～ 子どもの読書活動推進事業

【福岡県子どもの読書活動関連事業等の変遷】

おわりに

福岡県では、これまで継続的に読書活動事業を行うことで、子どもの読書活動の推進を図ってきました。今後も発達段階に応じて読書習慣の定着を図り、すべての子どもがいつでもどこでも楽しく読書ができるように学校・家庭・地域・民間が一体となって、読書活動の充実が図られるよう、本事業を全県的に広めていきます。

自らの力で未来を切り拓く活動「NEWセサミプラン」

福岡県立久留米高等学校



はじめに

本校は、「志をもって意欲的に学び、自律心と思いやりの心をもつ、たくましい生徒」の育成を教育方針に掲げ、日々の教育活動を行っています。

1 これまでの経緯と取組

本校の「総合的な学習の時間」は「NEWセサミプラン」として、3か年を通した二連のプログラムを実施しています。本プログラムの導入は、「総合的な学習の時間」の開始に先立つ平成8年度でした。本校の生徒の課題として「生き生きとした学校生活を送る」ことや、「自分で考え行動できる意欲」を養うことが必要だと感じていた有志の先生方により、教科横断的な取組としてスタートしました。当初は1・2年次の地域研究を中心とした課題研究から始まり、クラス単位やグループ単位、個人単位等、

その方法の模索が続き、平成12年度より「セサミプラン」として全学年で実施、平成14年度に「NEWセサミプラン」として工夫・改善を繰り返しながら現在の3年間の活動へとまとまっていきました。

「NEWセサミプラン」のねらいは

- ①自己の在り方・生き方を考える
 - ②学び方を学ぶ
 - ③コミュニケーション能力を身に付ける
- の3点です。

第1学年ではディベートの活動に取り組めます。ディベートのテーマは、「日本は外国人労働者の受け入れをさらに拡大すべきである」です。ディベートを通して、複眼的なものの方、情報収集能力や論理的な思考力を身に付けるのももちろんですが、社会的な課題を追究することで生徒の興味・関心を提起したり、自己と社会との接点を見つかけたり、日本や国際社会が抱える問題を



第1学年クラス対抗ディベート大会

発見したりするなど、多面的な教育効果を期待する活動です。

第2学年ではグループ課題研究に取り組めます。テーマは各自が関心を持っているものや社会的な課題について取り上げ、研究し

ます。大まかな流れとしては、テーマ設定
↓仮説の設定↓調査計画立案↓実地調査↓
論文作成↓スライド作成↓クラス、学年発
表↓課題研究発表会となっています。各班
は「実地調査」または「実験」を取り入れます。
実地調査では、調査先への依頼、連絡、質問、
アポイントメントなど生徒がすべて行いま
す。また、外部のコンクールなどにも応募し、
昨年度は第20回高校生小論文コンクールに
おいて、「あなたは何しに福岡へ!?」本物志
向で地域活性化を目指す」という課題研
究がグループ部門優秀賞を受賞しました。



NEW セサミプラン課題研究発表会

第3学年ではテーマ・進路志望別小論文
講座に取り組みます。自分の進路に関連し
た知識を得ると同時に、様々な分野の重要
な内容も学ぶことで総合的に判断できる能
力を培います。また、外部講師による講義
では小論文講演会によって多面的な視野と
表現力を身に付けるとともに、大学の出前
授業により、専門的な知識・技能に触れる
ことで学びの楽しさ、奥深さを知ることが
できます。

「NEWセサミプラン」は生徒全員の活動
であるため、一人一人が確実に成長できます。
グループ活動が多いため、役割分担を自分
たちで行い、各人の個性を活かし、生徒同
士で議論したり、知恵を出し合ったりと、
年々積極性が育まれてきていると感じます。
また、運営については、「進路部セサミ推進
課」5名の担当者が中心となって企画・運
営し、実質的な指導は職員全員である体
制となっています。1、2年生の「NEW
セサミプラン」の時間に図書館やパソコン室
が使用できるよう、各クラスの時間割が重
ならないように設定されているのも一つの特
徴です。

2 今後の課題

本校の「NEWセサミプラン」は学校文
化として確実に根付いています。教員もその
専門性を活かして生徒に問題提起をするな
ど、探究することの楽しさを生徒と共有し
ています。そしてそれが、教員の指導力向
上にもつながっています。一方で、クラス数
減に伴い、教員の数も今後減っていくこと
を考えると、指導体制の見直しも課題とな
りつつあります。グループ活動を多く取り入
れているため、活動だけで終わることがないよ
うに、「NEWセサミプラン」を、効果的に
進める必要があると考えています。

おわりに

この「NEWセサミプラン」に限らず、
英語科設置校であるということも本校の特
色の一つです。令和元年度は Skype 等の遠
隔教育システムを用いてフィリピン共和国の
ミリアム大学の教授にライティングの指導を
受けるなど、国外の大学とも連携していま
す。本校での様々な活動を通して、生徒た
ちが自分自身を見つめ進路や生き方について
考える機会を捉え、自分で考え行動し、未
来に羽ばたいていくことを大いに期待してい
ます。

柳川市立小・中学校における特別支援教育の 推進に関する教育委員会としての取組

（小・中学校に密着した、教育委員会による学校支援の実践から）

柳川市教育委員会 指導主事

遠江 規男



はじめに
柳川市では、平成27年度から新たに特別支援教育専任指導主事を配置し、同年に柳川市特別支援

教育充実事業実施要項を策定して特別支援教育を推進してきました。

1 実施要項で示した諸施策の実施

① 特別支援教育支援員研修

特別支援教育を推進する上で大切な役割を担っている特別支援教育支援員（以下、支援員）を対象とする研修会を毎年実施しています。

支援員の役割の明確化、先生方と支援員との連携における相互の

平成31年4月
柳川市 特別支援教育支援員Q&A (Ver. R1)
柳川市教育委員会

1 総論

Q1 文部科学省が示す特別支援教育支援員の配置の趣旨は、どのようなものであるか。

Q2 現在、全国で何人の配置がなされているか。

Q3 柳川市における特別支援教育支援員の配置状況は、どのようなものであるか。

特別支援教育支援員 Q&A

関係整理、支援の実際などを研修内容に盛り込み、「特別支援教育支援員Q&A」も活用しながら支援員の業務遂行の円滑化や支援者としての資質の向上を図りました。

この研修は、別を実施した「特別支援教育支援員配置学級担任研修」と組み合わせ実施したことが効果的でした。

② 特別支援学級新任担当教員研修

市内の特別支援学級は、この2年間で10学級増加しました。このような増加傾向に対応するため、市独自の研修を企画しました。

年度当初と夏季休業中に実施し、特別支援学級の教育課程、実態把握、個別の指導計画作成、授業の実際などについて、在籍している児童生徒の実態に即して、現場に密着した研修となる内容で構成しました。

今後増加が予測される特別支援学級の教育の質の向上を図るためには、地元で密着した市単位の研修が必要だと考えています。

③ 校内研修・教育相談

通常の学級における学級経営や授業の実施に関する校内研修・教育相談に対する、個別的・

具体的な課題解決の手掛かりを提供する支援は、現場の先生方のニーズに直結した重要な取組です。

各学校で実施された校内研修・教育相談の場で話題となった質問や相談に対する回答を年々積み重ねて集め、「特別支援教育Q&A」として市内の先生方に発信を続けていきます。

特別支援教育Q&A目次 (Ver. 31)

1 児童生徒理解

問1 教科学習の到達度の遅れが、勉強不足によるのか発達障害などによるのか、その違いを見分ける方法はあるか。 P1

問2 学習障害、発達障害の見極め方や習得の方法はどのようなものであるか。 P1

問3 声戸を交す、顔の空気が読めない、文字が乱雑、集中力がないなど（状態が見られる子ども）の統合、その保護者に診断（医療機関の受診）などを勧めらるべきであるか。 P2

問4 学習障害が見られる子どもは、どのような割合で在籍しているのか。 P2

特別支援教育 Q&A

このQ&Aが「学校のあるある話」として、現場の先生方の手軽な参考書のように活用されることを願っています。

④ 特別支援教育専任指導主事の長期派遣による直接的な学校支援

多発する大声や離席、教室外への立ち歩きなど、特別な配慮を要する児童を含む複数の子どもたちの行動上の課題が深刻で、授業実施が困難となる状況が日常的に見られる学級があります。学級担任をはじめ校長先生、教頭先生など

多くの先生方が、当該学級の安定のために大忙しです。

このような小学校に対し、学級経営の安定や落ち着いた授業の実現を支援する目的で、2、3か月間にわたる指導主事の長期派遣を実施しました。

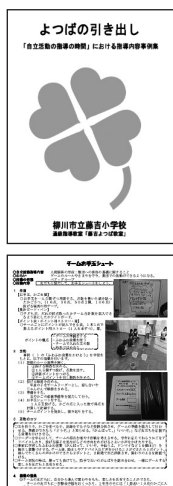
指導主事として、頻繁な机間指導による授業者支援、授業中教室外へ出ている児童の安全管理や話しかけを中心とした生活指導、休み時間に発生する児童間のトラブル防止や友人関係調整などなど、学級経営が困難となつている現場の中に入って、直接的な支援を行いました。

また、学校全体の組織的な支援・協力体制の構築に関する校長先生との協議や保護者と学校との面談を仲介するなど、当該学級を取り巻く関係者の調整を行いました。

低学年時の生活習慣や学校生活規律の習得の大切さ、4年生頃に深刻化する行動上の課題とその解決の難しさ、家庭の人間関係の安定と、家庭と学校との協力関係構築の大切さなどを、学校と共に学ぶ機会となりました。

2 特別支援学級教育課程編成方針の明確化

平成27年度末に、蒲池小学校の協力を得て、特別支援学級教育課程編成の指針となる「蒲池



「よつばの引き出し」
(指導内容事例集)

小学校モデル」を示し、平成28年度から、特別支援学級の教育課程は自立活動を取り入れて編成することとしました。

モデルとして示した各教科等の授業時数配当表は、先生方から「串だんご表」の通称で呼ばれ、市内全校に普及しています。この「串だんご表」により、特別支援学級の時間割の考え方や年間の授業時数を根拠にした個別の指導計画作成の手続が明確になりました。

また、平成29年度末に、藤吉小学校通級指導教室の協力により、自立活動指導の参考資料として、指導内容事例集「よつばの引き出し」を市内全校に発信しました。

この資料により、小・中学校でなじみが薄かった自立活動の指導計画を作成する際の手掛かりを提供することができました。

平成28年度 情緒障がい特別支援学級 授業時数配当表(知的障がい対応)

	第1学年		第2学年		第3学年	
教科別						
国語	304	295 (34)	312	303 (35)	247	235 (0)
社会					61	55 (35)
算数	135	126 (34)	174	165 (35)	176	167 (0)
理科					81	75 (35)
生活	91	81 (34)	94	85 (35)		
音楽	68	60 (60)	70	61 (61)	60	54 (35)
図工	68	60 (34)	70	61 (35)	60	54 (35)
家庭						
体育	102	102 (102)	105	105 (105)	105	105 (105)
小計	768	724 (298)	825	780 (306)	790	745 (245)
領域別						
道徳	34	10 (0)	35	10 (0)	35	10 (0)
外国語活動					70	70 (35)
総合						
特別活動	80	46 (46)	79	44 (44)	83	48 (48)
自立活動	34	34 (0)	35	35 (0)	35	35 (0)
小計	148	90 (46)	149	89 (44)	223	163 (83)
その他						
日常生活の指導		34 (0)		35		35
生活単元学習		68 (0)		70		70
作業学習						
小計	0	102	0	105	0	105
合計	916	916 (344)	974	974 (350)	1013	1013 (328)

授業時数配当表(知的)(串だんご表)

これらの取組は、結果的に、平成30年度から自立活動を取り入れることが示され、新しい学習指導要領への対応が円滑に進むことにつながりました。

3 特別支援教育推進計画

平成29年11月に、県教育委員会から「特別支援教育推進計画様式」が示されたことを契機に、各学校で毎年作成される「平成□□年度○○○学校教育指導計画」の目次を変更し、校務運営上の重要事項である「学力向上プラン」「体力向上プラン」に続くものとして「特別支援教育推進計画」を位置付けることを示しました。

構造図として示された推進計画には、必ず「校内特別支援教育推進委員会」の実施スケジュールを伴わせることとし、「校内特別支援教育推進委員会」の役割の明確化と機能化の推進を図りました。

校務運営上の位置付けの変更は、特別支援教育を推進することの重要性に対する先生方の認識の変化をもたらしたと考えています。

これから

特別支援教育推進上の課題は尽きません。柳川市では、幼児期と学齢期の切れ目のない支援を行うため、市内の保育所・幼稚園・認定こども園に対する巡回相談を始めたところです。

また、小学校通級指導教室における支援を継続するものとして、今後中学校通級指導教室の新設を目指したいと考えています。

多様性を尊重する児童を育む人権教育の取組 外国人の人権に関する授業づくりを通して

岡垣町立戸切小学校

1 学校の概要

福岡県北部に位置する岡垣町は「ウミガメの帰るまち」を標榜する自然豊かな町です。同時に、幹線道路や鉄道沿いの一帯はベットタウンとして住宅地が拡大しており、他市町からの転入も少なくありません。町内でも山沿いの農村地域に位置する本校は7学級（うち特別支援学級1学級）、全児童数71名（H31年4月現在）の小規模校です。また、本校はコミュニティ・スクールとして、学校運営協議会で地域・家庭・学校の連携を進めています。

2 取組の理由

(1) 本校児童を取り巻く現状から

本校では年々校区内の児童が減少しており、小規模校特別転入学制度（町内に住んでいれどどこからでも本校に入学することができる制度）を導入しています。現在、校区外からの児童が全児童の3分の1を占めており、生活背景が大きく異なるために、互いの価値観を理解したり、認め合ったりすることが難しい場面が見られます。また、価値観の相違に起因する見解の相違が、トラブルに直結するこ

ともあり、自分や他者を大切にすることについて課題があります。こうした課題の解決に向けて、多様性を尊重する態度を育成し、実践につなげることが、共生社会の担い手を育成する上で大切であると考えました。

(2) 人権教育の視点から

本校では平成29年度から平成30年度までの2年間、福岡県人権教育研究指定校事業（以下、指定校事業）を受け、「『外国人の人権』の理解を促す授業モデルの開発」を行いました。本校区内で外国人の存在を意識する場面は多くはありませんが、国際化の流れの中で、外国人と接する場面が飛躍的に増えることは容易に想像できます。出会いの場面で、よりよい関係性を築ける力を育むことが必要です。また、外国人の人権を学習対象とすることで、互いの相違を児童が捉えやすくなり、多様性に対する知的理解の促進が期待されます。小規模校のメリットを生かしたコミュニティ・スクールでの様々な地域連携は、障がいのある人や高齢者、外国人と関わる機会となります。以上のような状況を踏まえ、研究主題を「自

他共に認め、家庭・地域・中学校と連携しながら、一人一人を大切にさせる教育活動の創造」として取り組みました。

3 調査研究の推進体制等

取組は、指定校事業へ対応する組織体制で進めました。指定校事業の実行委員会の示す方向性を、既存の研究推進委員会が児童への指導及び職員の研修に関する年間の計画へ具体化していきました。その際、児童への指導に関しては、自主活動部会、学力保障部会、社会認識部会の三部会で、活動づくりや授業づくり、アンケート調査や地域との連携等の視点で更に詳細な計画を立て、実施・評価を行いました。

『外国人の人権』に係る授業づくりは、研究推進委員会からの提案を受け、学力保障部会で詳細を検討し、近接学年部が実施しました。

4 取組の実際

(1) 研究内容等

本校では、『外国人の人権』に係る授業づくりを中学年からスタートし、低学年・高学年へと拡充しました。これは、第4学年社会科

平成 30 年度 研究推進の概要

時 期	内 容
7月27日	校内研修会（人権教育）
9月 6日	第1回 実行委員会
9月26日	事前アンケート（5年生）
10月10日	授業研究会（提案授業）
10月12日	事後アンケート（5年生）
11月 8日	第2回 実行委員会
11月21日	事前アンケート（1年生）
11月29日	授業研究会（実証授業）
12月 3日	事後アンケート（1年生）
2月14日	実践のまとめ作成・配布
2月21日	第3回 実行委員会

の「わたしたちの住んでいる県と外国とのかわりについて」が、学習内容として直接的に外国人への理解につながるなど、導入時期として適切と考えたからです。

これまでも外国語活動や総合的な学習の時間に、ALITやJTEから外国の文化や生活等について話を聞いたり、写真を見たり、実際に体験したりする学習を行ってきました。こうした従前の取組を土台として生かし、『外国人の人権』の理解を促す授業モデルを開発・実施し、『外国人の人権』に対する知的理解の促進、人権感覚の育成を図りました。そのことを通じて多様性を尊重する態度を育成し、その変容を検証の手掛かりとしました。

(2) 『外国人の人権』の理解を促す授業の実践

『外国人の人権』を自分事として捉えるには、外国の文化や生活を知り、日本と比較させることで、類似点や相違点に気づかせ、興味・関心を高めることが大切だと考えました。そこで、総合的な学習の時間における国際理解の学習と道徳の時間等を関連づけるなどとして、そうした機会を多く積み重ねていきました。こうして培った、外国に対する興味・関心を土台に、外国人が日本で生活している状況を考えさせた後、人権問題に焦点化することで、生き方や価値観等の多様性に気づかせ、互いの違いを認めながら自他の人権を守ろうとする意識や意欲を高め、態度の育成を目指しました。

(3) 職員の研修

個別的な人権課題について職員研修を行ってきたものの、『外国人の人権』については取り上げていなかったため、この機会に加え、計画的な研修の充実に努めました。

(4) 開発した授業モデルと評価

平成29・30年度の2年間で、いくつかの授業モデルを開発しましたが、本稿では1年次の課題を踏まえ開発した、2年目の授業モデルの一例を紹介します。

【授業モデル例】

- ① 教材名「中国のお正月」（出典：『かがやき3・4年生』）
- ② 授業のねらい
 - 外国の文化や習慣についての資料を読んだり話し合ったりすることを通して、日本と外国の文化、習慣の相違点や共通点に気づかせる。

③ 授業の流れ

づき、外国の人々や文化・習慣に関心を持たせる。

○ 児童にとつて身近な「お正月」を1つの例として、右記のねらいを達成するとともに、諸外国でも新年を祝う気持ちは共通しているが、それぞれの文化を背景に様々な表し方があることを理解させる。



自分の正月の体験をもとに、日本の正月の祝い方について交流する。



諸外国の新年の迎え方を知る。



資料「中国のお正月」から、日本と中国の正月の共通点や相違点を探る。



正月を迎えるにあたっての、日本人と中国人の気持ちを考える。



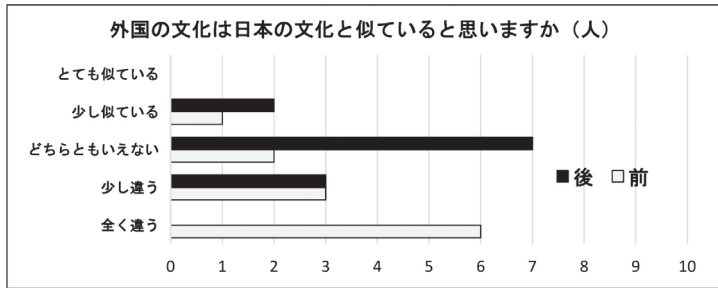
自分で見つけた日本の正月との類似点や相違点について話し合う。



類似点や相違点について全体で交流する。

④ 児童の変容

○ 授業後の感想では、「中国のお正月は、ちよつと日本とちがうけど、同じ気持ちでお正月をむかえることがわかった」、「お正月をむかえるときに、いろいろな行事があることがわかった。これからも外国の行事が知りたい。」など、新年を祝う同じ気持ちを、異なる表現方法で表すことを肯定的に捉える様子が多くの児童に見られました。



(グラフ1) 授業前後のアンケート結果から

⑤ 授業モデルに関して

○ この授業実践は、「道德の時間に『外国の文化や習慣に関心を持とう』4ー(6)国際理

解』として行いました。しかし、授業モデルとして学習活動の部分だけを取り上げているのは、他の教科等の授業でも、本稿の「授業の流れ」が使える可能性があると考えられます。例えば、4年生社会科の「世界の国々」で、人権教育学習教材集「あおぞら2」の「世界の料理！いろいろ」と組み合わせ、外国の文化について更に深めることも考えられます。

おわりに
本稿で紹介した取組は、年間指導計画に基づいた教育的な権教育の推進がなされてこそ、効果を十分にあげることができると考えます。下図にその一部を示します。

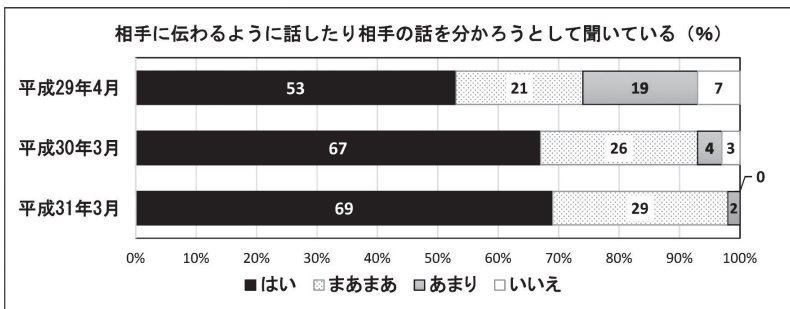
学年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
低学年	「たのしいがっこう」②	「しげんのいのち」⑤	「きんのおの」④ 平和学習 ①⑤	「こんなことはいやです」(かがやき)①	平和学習 ①⑤	「ありさんのにもつはこび」①	「みんなのボール」③	「にちようびのさんぼみち」④	「わたしだいすきはっけん」(あおぞら)②	「二おのことり」①	「いけないよ」⑤	「てんこうしきたけんちゃん」②
中学年	「いっかへにじをかけ」①	「ぼくのへんしん」①	「できること」④ 平和学習 ①⑤	「おかしいな」(かがやき)② ①⑤	平和学習 ①⑤	「ナシの実」①	「あぶない道」⑤	「中国のお正月」(かがやき)②	「小さな一言から」(あおぞら)②	「うめのこもり」① 木村の4人兄弟」①	「かべにつけた手あと」①	「ふろしき」①
高学年	「こんなときどうする？」③	「世界がもし100人の村だったら」②	「白旗の少女」①⑤ 平和学習 ①⑤	「お茶くみ当番」(かがやき)④	平和学習 ①⑤	「江戸しぐさの夜」②⑦	「修学旅行プラン」④⑦	「街かどウォーキング」(あおぞら)②⑤	「12歳のメッセージ」③	「夢に向かって」①	「小さい子からもらった幸せ」④	

年間指導計画 (一部)

このように、学習内容のつながりをもたせていくことで、6年間を通して多様性についての学びを深め、違いを認め合える児童の育成を図ります。

まためにかえて、研究に取り組んだ2年間の児童の変容の一部をグラフ2に示します。

グラフ2からは、他者を尊重しようとする態度が確実に身に付きつつあることが読み取れます。外国人の人権の理解を通じて、多様性を尊重する態度を育てることを意図した本校の取組は、このように結実しつつあり、今後も推進を図っていききたいと考えています。



(グラフ2) 児童の変容

令和元年度調査研究 思考力、判断力、表現力等を育成する カリキュラム・マネジメントの充実

福岡県教育センター

はじめに ※昨年度の取組について

平成29年に告示された学習指導要領総則編の内容については、平成30年度から各学校で取組が進められています。その中で、カリキュラム・マネジメントに関する取組は、その捉え方が難しい面もあり、進め方には差が見られます。カリキュラム・マネジメントに関する本研究は、平成29年からはじめて3年目になります。これまでの研究成果を、少しでも学校の実践に生かして頂けると幸いです。

1 研究主題と研究の目的

- (1) 研究主題
思考力、判断力、表現力等を育成する
カリキュラム・マネジメントの充実
- (2) 研究の目的

○カリキュラム・マネジメントの在り方を調査研究し、その成果を普及、啓発することによって、県内の小・中学校における教育活動を充実させ、各学校の重点目標の達成に資する。

2 研究計画

次の表のように研究を進めてきました。

3年目(令和元年度)	2年目(平成30年度)	1年目(平成29年度)
<p>○協力校にて重点目標の達成に向けた教育課程の編成</p> <p>□福岡県のカリキュラム・マネジメントに関わる実施状況の把握</p> <p>▶福岡県の小・中学校への調査</p> <p>□教育課程の編成の仕方P段階</p> <p>▶研修会用資料の作成</p> <p>○各教科等の指導内容の系統性・縦断的な視点での教育課程を意図した教育課程の実施・評価・改善</p> <p>・小学校で算数科を位置付けて主題研究を中心に推進する取組</p> <p>・中学校で担当教科にて主題研究を中心に推進する取組</p> <p>□教育課程の実施・評価・改善の仕方(DCA段階)</p> <p>▶研修会用資料の作成(追補版)</p> <p>□協力校の各段階(PDCA)の具体的な取組</p> <p>▶各学校の事例</p> <p>○各教科等に関連させた指導・横断的な視点での教育課程を踏まえた教育課程の編成・実施・評価・改善</p> <p>・小学校で算数科と他教科との関連</p> <p>・中学校で担当教科同士の関連</p> <p>□カリキュラム・マネジメントに取り組んでいる、もしくは取り組もうとしている学校で役立つ成果物の作成</p> <p>▶(仮)カリキュラム・マネジメントを充実させる20の方策</p>	<p>○協力校にて重点目標の達成に向けた教育課程の編成</p> <p>□福岡県のカリキュラム・マネジメントに関わる実施状況の把握</p> <p>▶福岡県の小・中学校への調査</p> <p>□教育課程の編成の仕方P段階</p> <p>▶研修会用資料の作成</p> <p>○各教科等の指導内容の系統性・縦断的な視点での教育課程を意図した教育課程の実施・評価・改善</p> <p>・小学校で算数科を位置付けて主題研究を中心に推進する取組</p> <p>・中学校で担当教科にて主題研究を中心に推進する取組</p> <p>□教育課程の実施・評価・改善の仕方(DCA段階)</p> <p>▶研修会用資料の作成(追補版)</p> <p>□協力校の各段階(PDCA)の具体的な取組</p> <p>▶各学校の事例</p> <p>○各教科等に関連させた指導・横断的な視点での教育課程を踏まえた教育課程の編成・実施・評価・改善</p> <p>・小学校で算数科と他教科との関連</p> <p>・中学校で担当教科同士の関連</p> <p>□カリキュラム・マネジメントに取り組んでいる、もしくは取り組もうとしている学校で役立つ成果物の作成</p> <p>▶(仮)カリキュラム・マネジメントを充実させる20の方策</p>	<p>○協力校にて重点目標の達成に向けた教育課程の編成</p> <p>□福岡県のカリキュラム・マネジメントに関わる実施状況の把握</p> <p>▶福岡県の小・中学校への調査</p> <p>□教育課程の編成の仕方P段階</p> <p>▶研修会用資料の作成</p> <p>○各教科等の指導内容の系統性・縦断的な視点での教育課程を意図した教育課程の実施・評価・改善</p> <p>・小学校で算数科を位置付けて主題研究を中心に推進する取組</p> <p>・中学校で担当教科にて主題研究を中心に推進する取組</p> <p>□教育課程の実施・評価・改善の仕方(DCA段階)</p> <p>▶研修会用資料の作成(追補版)</p> <p>□協力校の各段階(PDCA)の具体的な取組</p> <p>▶各学校の事例</p> <p>○各教科等に関連させた指導・横断的な視点での教育課程を踏まえた教育課程の編成・実施・評価・改善</p> <p>・小学校で算数科と他教科との関連</p> <p>・中学校で担当教科同士の関連</p> <p>□カリキュラム・マネジメントに取り組んでいる、もしくは取り組もうとしている学校で役立つ成果物の作成</p> <p>▶(仮)カリキュラム・マネジメントを充実させる20の方策</p>

以下、3年目の研究内容を中心に説明します。

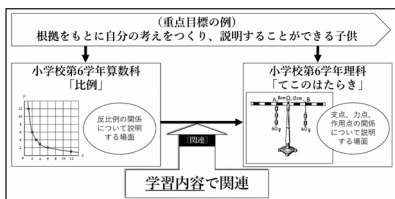
3 本年度の研究の特徴

(1) 研究内容

- ① 教科等横断的な視点での授業づくり
小・中学校学習指導要領解説総則編第3章第1節4の「カリキュラム・マネジメントの充実」に『教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を選択し、各教科等の内容相互の関連を図りながら…』と示されています。そこで、本センターでは、関連のさせ方を次の2つのパターンで考えました。

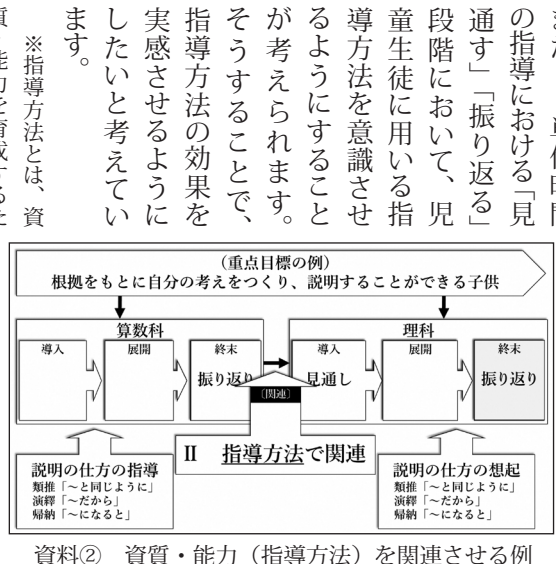
ア 指導内容に関連させる場合

資料①は、算数科で学んだ反比例の関係「2つの数量の一方がm倍になれば、他方の数量が1/mになること」を使って、理科のてこがたり合うときの規則性を考えることができるように示してあります。このように指導内容に関連させることで、重点目標の達成に近づけるようにします。



資料① 指導内容に関連させる例

イ 資質・能力(指導方法)を関連させる場合
資料②のように、複数の教科等の学習において、同じ指導方法を位置付けることとします。また、1単位時間の指導における「見通す」「振り返る」段階において、児童生徒に用いる指導方法を意識させるようにすることが考えられます。



※指導方法とは、資質・能力を育成するための手立てです。

② 効果的・効率的な取組

効果を上げるとともに、時間や手間を減らし、効果的に推進するためには、学校での取組(教育課程の編成、主題研究、授業改善等)を繋げることが大切になります(資料③)。

具体的には、「組み合わせる」取組、「短縮」させる取組、「代替」させる取組の3つを学校の実態に応じて実践していきたいと考えています。※この後、資料④を基に説明します。

ア「組み合わせる」取組

既存の会議等で実施してきた複数の取組を組み合わせて、一度に実施することが考えられます。例えば、学力向上に向けた取組と主題研究の

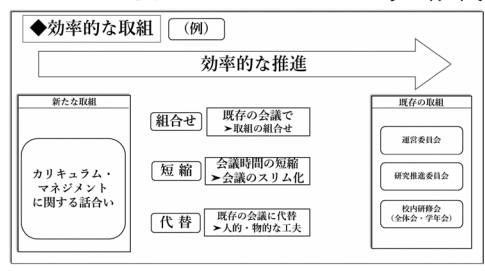
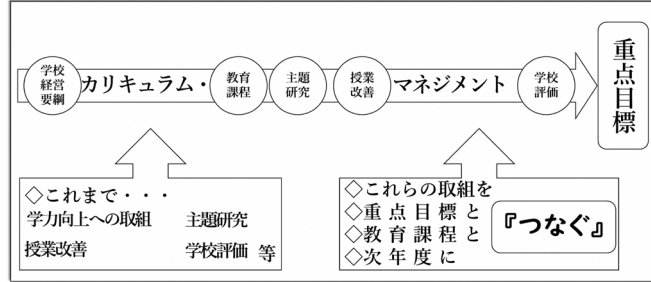
取組を組み合わせ、研修会等を実施することが考えられます。このように、関わりのある内容を組み合わせることで、時間短縮に繋がると考えています。

イ「短縮させる取組

授業づくりの視点、授業参観の視点、授業後の協議の視点を統一し、焦点化させることが考えられます。例えば、「重点目標の達成につながったか?」「これからの授業に生かせようなことは?」といった協議の柱が考えられます。

ウ「代替」させる取組

会議等を開催する代わりに、人的、物的環境を準備することが考えられます。例えば、カリキュラム・マネジメントに関する取組を紹介する通信を発行したり、これからの見通しを職員室内の掲示板に掲載したりすることも考えられます。

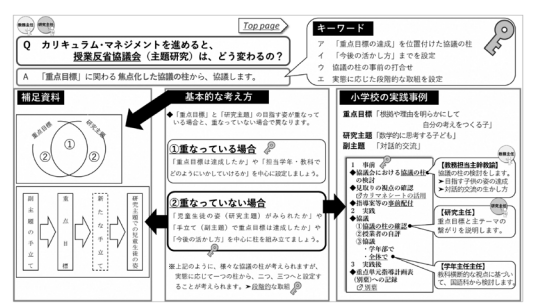


(2) 研究の成果物について

資料⑤のように、「Q&A」形式で1頁に表す予定です。その際、左側にはQに対する考えを表すとともに、右側には調査研究協力校での事例を掲載することとしています。

成果物は福岡県教育センターのHPにて掲載する予定です。是非ご覧ください。

※福岡県教育センターHPのトップページ「調査研究」年度別「思考力、判断力、表現力等を育成するカリキュラム・マネジメントの充実」



4 今後の見通し

これまで説明してきました内容を基に、調査研究協力校(小学校5校、中学校3校)において実践し、重点目標の達成に繋がった事例を明らかにしていきたいです。

おわりに

令和2年2月7日(金)、福岡県教育センターにて研究発表会を行います。そこで、各協力校の特徴的な実践を基に、最終年度の研究成果を紹介いたします。是非、研究発表会にご参加下さい。

令和元年度調査研究

教員は学校で育つ！ 目標と評価を生かしたOJT

福岡県教育センター

1 「教員は学校で育つ！目標と評価を生かしたOJT」について

今、学校には、教員の経験年数の不均衡をはじめとした学校を取り巻く課題の複雑化・多様化・困難化への対応、働き方改革によるワークライフバランスの確保と教育の質の向上が求められています。このような中、「教員は学校で育つ」ものであり、同僚の教員とともに支え合いながらOJTを通じて日常的に学び合う校内研修の充実や、自ら課題をもつて自律的、主体的に行う研修に対する支援のための方策を講じることの必要性が指摘されています（平成27年12月21日 中央教育審議会答申）。

そこで、福岡県教育センターは、教員一人一人が自律的に自らのキャリア発達を目指すことを柱とした人材育成が重要であると考え、「目標と評価を生かしたOJT」の研究に取り組んでいます。自らの成長ビジョンの達成に向かって実践と評価を繰り返す教員と、それを支援する体制、さらには、それを組織的に構築する校長のマネジメント。これらの視点か

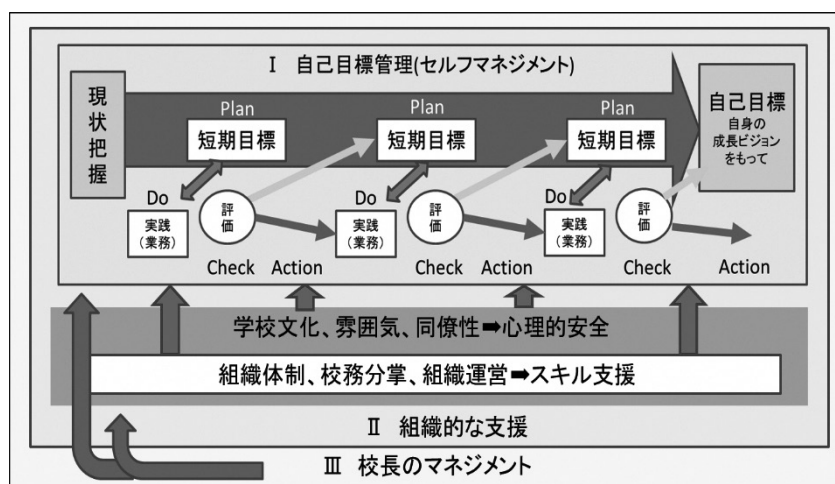
ら、人材育成の在り方を明らかにしています。

2 自律的、主体的な成長を柱に

人材育成と聞くと、「育てる側（管理職等）」の視点で捉えられていることが多いようです。スクールリーダーが、人材育成計画を基にして、「あなたは、この教科の授業力を高めてほしい」「あなたは、この分掌で、こんな指導力を身に付けてほしい」等の願い（各教員への目標）を伝えていくことは大切なことです。しかし、この目標が、教員個々の今年1年間で身に付けたいと考えている資質・能力とは異なる場合もあるのではないのでしょうか。

そこで大切になるのは、「子供の思考力を高める授業実践力を身に付けたい」「学校行事等を効果的に構成する力を身に付けたい」等、各教員が目標を、自己選択、自己決定、自己評価していく「自己目標管理（セルフマネジメント）」を人材育成の基本と考えることです。この自己目標管理を効果的、効率的に進めるために、環境としての組織的な支援があり、

それらをマネジメントする校長の存在が必要なのです（左図）。



自己目標管理を支える組織的な支援と校長のマネジメント

(1) 自己目標管理について

自己目標管理は、次の3つの基本ステップによつて展開していきます。展開していくのは被育成者（メンティ：以下メンティと記述）自身です。

① 目標設定

自己の実践や在り方について評価可能な目標を立てます。目標設定は自己選択、自己決定によることを原則としますが、メンティの求めに応じて、支援的助言者（メンター）の先輩教員が個別に支援したり、学年会や教科部会等の組織として支援したりします。管理職はそれぞれの場面で教員の関わりを価値付けたり、支援したりします。

② プロセスの管理

目標達成のための具体的な行動を設定し、実践します。実践をしている間は、状況や条件の変化に柔軟に対応しながらプロセスを調整することが大切です。

③ 評価

目標に対する結果及び過程を評価します。自己評価を原則としつつも、適切な評価ができるように先輩教員や管理職が適宜支援することが大切です。

(2) 組織的な支援について

自己目標管理を直接的に支えるのが、環境としての組織的な支援です。この組織的な支援は次の2つに類別されると考えられます。

① 直接的に形成可能な組織体制や組織運営などによる支援

学校内で人材育成に関する新しい組織を立

ち上げることは、運営上大変難しいことが予想されます。そこで、人材育成の3つの機能（「俯瞰する」「調整する」「実践する」）から、活用できる既存の組織を検討します。例えば、運営委員会、研究推進委員会、学年・教科部会等の活用などです。このような組織体制や組織運営の中で、メンティ自身の果たすべき役割を明確にすることで、ニーズに応じた個別的、具体的な支援を行うことが容易になります。このことが、成果と課題を基にした、次の自己目標（短期目標）の設定や管理にも大きな影響を与えていくのです。

また、メンティに対する支援は、自律的成長を支援するものとして、メンティの自己選択、自己決定を重視します。そのためにも、不十分な点を指摘して、今後の方策等を話し合うような形態ではなく、対話を通してメンティ自身が課題に気付いていくことができるように促していくことが大切です。

② 直接的には形成しにくい文化や雰囲気などによる支援

「本校では、教員同士が何でも相談できる雰囲気がある」「取組を後押ししてくれる学校である」というものは、形成するというより日々醸成されていくものです。また、文化や雰囲気は、同僚性や協働性を表すものです。

これらが学校内に醸成されていけば、各教員は、不安や悩みを一人で抱え込むようなことが少なくなり、自己目標に向かって進んでチャレンジすることができま

す。仮にうまくいかない場面が出てきても、同僚に相談したり支えたりしてもらえらるという安心感や心の余裕（心理的安全）も生み出してくれま

す。この心理的安全は、メンティだけではなく、学校の全教職員のモチベーションの向上等の好影響が期待でき、結果として学校力の高まりにつながると考えられます。

(3) 校長のマネジメントについて

校長のマネジメントは、直接的、間接的な働き掛けにより学校の全教員の自己成長を促します。そのためにも、各教員の自己選択、自己決定を重視し、「よりよい学校づくり」という共通の目標の達成に一人一人が貢献できることを共有し、行動するように働き掛けることが大切です。

このように、校長は、サーバントリーダーシップ（支援型リーダーシップ）を基本に、組織を編成し、学校全体のマネジメントを行うことが重要です。

3 今後の取組について

これまで述べてきました内容は、県内の調査研究協力校の人材育成の取組についてアクションリサーチ的なアプローチで得られた知見によるものです。

今後は、この知見と各調査研究協力校の強みや特徴を生かした実践事例を、県内各学校の人材育成の目的や状況に応じて、活用しやすいものに整理し、研究紀要にまとめていきます。御期待ください。

学校とともにある地域づくり・人づくり

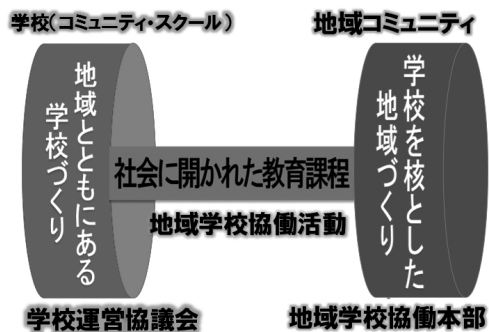
福岡県立社会教育総合センター

【はじめに】

子どもや地域を取り巻く環境が大きく変化する中、学校と地域の連携・協働による学校を核とした地域づくりの推進がますます重要になっていきます。平成29年に改正された社会教育法では、「地域住民等と学校との連携協力体制の整備」や、そのためのコーディネーターとしての役割を果たす、「地域学校協働活動推進員」についての規定が設けられました。さらに平成30年12月の中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」では、今後の地域における社会教育の在り方について、社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりの重要性とともに、新たな社会教育の方向性として「開かれ、つながる社会教育」の実現の必要性が示されています。

本県においてもコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働本部の導入・実践に取り組む市町村への支援等を通じて、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域全体で子どもを育てる体制の整備を図り、学校を核とした地域づくりを推進しています。

当センターでは、社会教育を基盤とした学校・家庭・地域の連携の取組を進めるため、平成24年度から「学校・家庭・地域の連携推進セミナー」を、そして一昨年度からはこれを引き継ぎ「学校とともにある地域づくり・人づくり推進セミナー」を開催しています。本研修会では、地域と学校をつなぐ先進的な事例の発表や国や県の動向、連携・協働の進め方等についての講義を通して、学校とともにある地域づくり・人づくりにおける関係者の理解を深め、今後の取組の充実につなげていくことをねらいとしています。



地域学校協働活動推進のための地域コーディネーターと地域連携担当教職員の育成研修ハンドブックより

ここで、本研修会で発表された県内・県外の事例を紹介します。

【県内の事例】

糸島市立前原小学校

糸島市立前原小学校では、学校教育目標「まごころで学び えがおでふれあい ねばりづよくがんばる子どもの育成」を掲げ、校区への愛着と誇りを持った子どもの育成をめざし日々の教育活動に取り組んでいます。まずは教師自身が地域を知り、愛着を持つことができるよう、学校運営協議会のメンバーと一緒に、地域のフィールドワークを行なっています。そして実際に足を運んで得た学びを、地域を教材化している「地域学習」の学習内容に生かしています。年に数回開催している地域学習報告会は、学校と地域それぞれの立場から、学習のよさや今後の方向性について考える貴重な学びの機会となっています。

報告会の中で、地域の方から「学校から地域への働きかけがあることは大変素晴らしい。地域ばかり、学校ばかりでなく、双方向からの働きかけを大切にしながら校区を盛り上げ

ていきたい。」「地域学習では、子どもたちが一生懸命頑張っていた。地域の人との出会いを大切に、このような取組が1、2年で終わることなく、10年20年と続く取組であってほしい。」という声をいただいています。

福岡市東箱崎公民館

昭和62年に箱崎校区から分離独立した当時から子育て世代が多く、また、九州大学留学生をはじめ、多くの外国籍の方が居住する地域でした。そのため公民館では、多民族・多文化との共生をテーマに開館当初から多種多様な事業を展開し、公民館を中心とした地域づくりが進められてきました。

それらの事業のひとつであり、今年で4年目を迎える、「韓国の中学校との交換ホームステイ交流事業」について発表していただきました。夏に韓国の中学生数名を受入れ、冬には地域の中学生が韓国へホームステイします。公民館事業ですが、引率は地域の中学校長が行い、生徒たちは、韓国でも日本でも、授業への参加や全校での歓迎会を行いました。教育委員会から、日韓の中学校を姉妹校として行う学校が主体となる案も提案されましたが、「多民族・多文化との共生を目指した地域づくりを進めるためには公民館事業として行いたい」という熱い思いに学校も共感し、「ぜひ協力させてほしい」と申し出て現在の事業へとつながっていきました。

今もホームステイ事業だけでなく、多くの公民館事業に中学生がスタッフなどで参加しています。また、学校関係者が公民館を通じて

て自治協議会や地域住民等、多くの人とつながることができる場ともなっています。

【県外の事例】

山口県長門市

深川中学校区深川地域協育ネット

山口県型地域連携教育の一環である、深川中学校区深川地域協育ネットとの連携事業では、「地域総がかりで子どもたちを育てる」というスローガンのもと、学校と地域住民、そして公民館が一体的に連携した活動についての報告がありました。地域協育ネットでは、環境の変化により子育ての問題が多様化・複雑化していることを踏まえ、学校運営協議会と両輪となって、地域ぐるみで子どもを育てることを重点に活動を進めています。具体的な事例として、中学生のボランティア活動や、学校施設を地域住民が活用していることなどについて報告していただきました。

今後、地域と学校の連携した取組を進めていく上でのポイントとして「地域の大人が子どもを育て、子どもが地域を育てる視点」が重要であるというメッセージを伝えてくださいました。



〈グループ協議の様子〉

【おわりに】

発表されたそれぞれの事例に共通して言えるのは、学校と地域が、未来を担う子どもたちの成長を支え、地域全体で子どもを育てる社会の実現という目標を共有しながら、決して焦らず、じっくりと時間をかけて醸成された信頼関係を礎にして、連携・協働した取組ということではないかと思えます。

今後も当センターでは、地域と学校をつなぐ各地の事例発表や、地域学校協働活動に携わる方々が交流し学び合う場を設けることを通して、学校とともにある地域づくり・人づくりの取組を支援していきたいと思えます。

平成30年度 「体験の風をおこそう」 運動推進事業 「はじめてチャレンジ！ドキドキキャンプ」

福岡県立社会教育総合センター

1 事業の経緯とねらい

「体験の風をおこそう」運動は、国立青少年教育振興機構が推進する、子どもの健やかな成長に体験がいかに大切かを広く発信し、社会全体で子どもたちに体験活動の機会を提供する機運を高めるための運動です。

当センターでは、様々な体験活動プログラムの開発を行い、開発したプログラムを用いて「体験の風をおこそう」運動推進事業を展開しています。プログラム開発においては、特に幼少期の体験活動の重要性に着目し、就学前の幼児を対象として様々な体験活動にチャレンジさせ、その過程を褒めながら達成させることで、自己肯定感や規範意識、コミュニケーション能力を高めるとともに、基本的生活習慣の定着を図りました。

「小二プロブレム」が多くの教育現場で顕在化するようになった平成20年度には、異年齢集団での体験活動の場を提供し、小学校生活への移行をスムーズにすることにねらいを定め、幼稚園、保育園等の5歳児（年長児）と小学校4、5年生を対象とした事業として「レッツ・ゴー！5&5」を実施しました。その後も体験活動の内容や組み合わせる小学生の学年を変えるなど、より効果の高い体験活

動プログラムを開発しながら事業を継続してきましたが、平成30年度からは、同年齢集団におけるコミュニケーション能力の育成、自己肯定感を高めることに重点を置くため、対象を5歳児に限定し、名称も「はじめてチャレンジ！ドキドキキャンプ」と改めました。

2 活動プログラム設定のポイント

- ・参加者の安全確保や実態把握のため、保護者に事前アンケート調査を行い、アンケート内容を事前スタッフ会議でボランテアと綿密に情報共有し、共通理解に努めました。
- ・自己肯定感を高めるために、少しずつ目標設定を高くするなど、段階的なプログラム編成を行いました。
- ・グループ活動を多く取り入れ全員に役割を持たせることで、グループのメンバーとしての自己存在感を高め、仲間と協力し、物事を最後まで諦めずにやり遂げる態度を身に付けさせるような場や振り返りで認め合う場を設定しました。
- ・規範意識や協調性を高めるため、「4つのやくそく」(①自分のことは自分でしましょう。②最後まで諦めないで頑張ります。③ルールやマナー、決まりは守りましょう。④

みんなと協力して仲良くしましょう。)を活動前に全員で声に出して復唱確認させ、活動後には振り返りを行いました。

3 活動プログラムの内容と様子

第1回 平成30年9月8日(土)・9日(日)
【レクリエーション】

簡単な自己紹介をした後、「すごく自己紹介」を行いました。最初は、緊張して自分を出せない子や不安そうな表情をしている子もいましたが、次第に笑顔や言葉が出て、お互いに共感する姿が見られました。

【ぎずなの森プログラム】

「ぎずなの森」とは、10種類の課題解決型のアクティビティに、グループで話し合い挑戦することを通して、主体性や協調性、社会性、思いやりの心等を育み、グループ内のつながりをより強いものにするのをねらいとして開発した当センター独自のプログラムです。本事業では、5つのアクティビティに積極的にチャレンジし、ボランテアスタッフの力を借りながら、どのグループも自分の考えを出し合い、話し合う場面が見られ、協力して活動することの大切さを学んでいる様子が伺えました。

【室内運動会】

種目は、「風船運び競争」「フライングフープリレー」「ポッチャ玉入れ」の3種目で、どのグループも優勝を目指してチーム一丸となり意欲的に頑張りました。どの種目も接戦で、とてもいい勝負になりました。



きずなの森プログラム

【ドキドキハイキング】

朝方まで降り続いた雨が心配でしたが、篠栗町の「峯尾展望台」へ行き、自然と触れ合いながらハイキングを行いました。ハイキングの途中で、「もう疲れた…、まだ展望台に着かないの?」と何度も諦めそうになる子もいましたが、お互いに声を掛け合い励まし合いながら、最後まで諦めずに力を合わせて展望台まで登りきる事ができました。

第2回 平成30年10月20日(土)・21日(日) 【野外炊飯】

カレーづくりに挑戦しました。初めて包丁を握る子どもも多くいましたが、お互いに教え合いながら、どのグループの子どもたちも人参やじゃがいもを、丁度良い大きさを薄さで切ることができました。ボランティアスタッフからも「みんなで役割分担をして、協力して調理をすることができていた。」という感想が聞かれました。自分たちで作ったカレーの

味は格別だったようで、存分に味わって食べ終え、後片付けもしっかりとやり遂げました。

【キャンドルのつどい】

第1部では、それぞれのグループで代表の子どもたちが、火の神からろうそくに火を灯してもらいました。第2部では、次の日の米の山登山に向けて、グループ活動で考えた目標を一人ひとり発表を行いました。

【ドキドキ山登り】

2回シリーズのメインプログラムである米の山登山です。1回目は峯尾展望台ハイキング、2回目は米の山登山というように歩く距離や時間、そして挑戦度が段階的にアップしていくプログラム構成になっています。登山の途中で、何度も諦めそうになった子どももいましたが、ボランティアスタッフがの手を握りながら、最後まで諦めずに登りきる事ができました。全員でたどり着いた頂上には、福岡市街とその周辺市町村を一望できる絶景が待っていました。



ドキドキ山登り

4 事前・事後の子どもの変容と今後の展開

【事前・事後の子どもの変容】
保護者に事前・事後のアンケートを実施し、変容調査を行った結果、「意欲」「規範意識」「忍耐力」「協調性」の全ての項目で1回目よりも

2回目の方が、明らかに数値が上昇しているという結果が得られました。

	意欲	規範意識	忍耐力	協調性
1回目	3.0	3.1	2.7	3.1
2回目	3.2	3.4	3.2	3.5
比較	+0.2	+0.3	+0.5	+0.4

保護者事前・事後アンケート結果

【今後の展開】

子どもたちの変容には、目を見張るものがあり、体験活動が子どもに与える影響の大きさを改めて感じさせられました。

今後も、子どもの変容に関して、どのプログラムが有効であったのかについての検証・分析を重ね、検証結果を報告書にまとめ、モデル事業として県内の幼稚園・保育園、青少年教育施設等に普及・啓発し、福岡県の未来を担う子どもたちの健全育成につなげていきたいと考えています。

スクールミュージアム事業

福岡県青少年科学館

はじめに

「スクールミュージアム事業」は、学校支援事業の一環として、福岡県立美術館、福岡県青少年科学館、九州歴史資料館及び一般財団法人福岡県教職員互助会が、児童生徒の鑑賞活動、科学体験活動及び歴史体験活動を支援する合同事業のことです。この事業の目的は、情操教育、美術教育、科学教育、歴史教育の活性化及び地域文化の振興発展に寄与することです。ここでは福岡県青少年科学館を活用したサイエンスコースの実践内容を紹介します。

1 サイエンスコースの概要

サイエンスコースではコスミアター（プラネタリウム）を用いた天文学習と、展示場内にある様々な展示物を用いた科学的な内容の調べ学習が主な活動になります。その他にも、サイエンスショーや放電実験ショーの観覧に加え、科学工作教室を組み合わせたコースを設定することもできます。

2 コスミアターを用いた天文学習

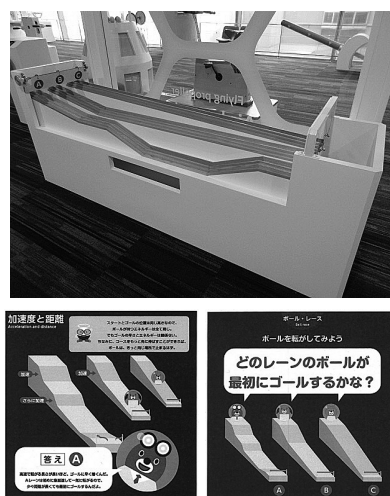
コスミアター（プラネタリウム）では学習指導要領に沿った館職員による星空解説（約25分）に加え、小学生向けと中学生向けの当館オリジナルの学習番組（約15分）を放映しています。また、児童・生徒の皆さんの実態に合わせて、来館当日の星空解説（約15分）と学習要素の高いアニメキャラクター番組（約25分）の組み合わせも要望に応じて放映しています。



当館オリジナルの学習番組

3 展示物を使った調べ学習

展示場内には約160点の常設展示物があり、宇宙コーナー、礎となる科学コーナー、自然と環境コーナー、ロボット科学技術コーナー、先端科学技術コーナーに大きく分かれています。それぞれのコーナーにはそのテーマに合わせた展示物があり、体を使って科学的な内容を体験したり、展示物に併設されている解説パネルや問いかけパネルを用いてより深く学んだりすることができます。また、新設のわくわくラボコーナーではサイエンスショーを午前、午後1回ずつ実施しており、100名規模の団体にも対応することができます。



展示物の問いと解説のパネル

4 事業の実際

平成30年度のサイエンスコースでは、小学校7校、中学校2校、特別支援学校1校、高等学校1校の合計11校にご利用いただきました。採択の基準としましては、新規申し込みの学校を優先させながら、校種別、地区別のバランスを考慮し予算内でできるだけ多くの学校を採択しています。

平成30年度サイエンスコース採択校

NO.	学校名	校種	地区
1	福岡市立飯原小学校	小学校	福岡市
2	鞍手町立古月小学校	小学校	北九州
3	行橋市立今元小学校	小学校	京築
4	古賀市立古賀西小学校	小学校	福岡
5	大野城市立大城小学校	小学校	福岡
6	小郡市立味坂小学校	小学校	北筑後
7	久留米市立長門石小学校	小学校	北筑後
8	八女市立南中学校	中学校	南筑後
9	北九州市立城南中学校	中学校	北九州市
10	福岡県立太宰府特別支援学校	特別支援学校	県立
11	福岡県立ありあけ新世高等学校（定時制課程）	高等学校	県立

子どもたちの感想

- ・物理、生物、機械などをおもしろく学ぶことができた。
- ・サイエンスショーで普段見ることのできない実験が見られてよかった。特に7kgのボーリング玉の実験が印象に残った。
- ・科学工作のすつとびロケットを考えた人はすごいと思った。
- ・星はずっと輝いているのではなく、自らエネルギーをつくれなくなったら、惑星状星雲になったり、超新星爆発を起こしたりすることも知ることができた。
- ・プラネタリウムを初めて体験したが、あんな星空をいっぺんに見られるとは思わず、感動した。

先生がたの感想

- ・展示場見学では、様々な分野の内容が階ごとに分けられていたので、自分の興味のあるコーナーに行つて、楽しんで学習することができた。
- ・本事業により、科学館へ初めて行くことができた児童がいたのでよかった。
- ・理科の学習中に、見学で学んだことを意識した発言が見られた。
- ・特別支援学校の児童には、展示コーナーだけでも十分に楽しい経験ができたのかも少しない。
- ・コスモシアター番組の「ケンタのほしさが、し」も児童にとつて難しいかと思われたが、

ストーリーが比較的分かり易いものだったので、最後までよく見ていた。

おわりに

本事業では平成24年度からの7年間で、のべ97校、約5千7百名の方々にご利用いただきました。また、新学習指導要領では「自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、判断して行動する」ことのできる人材の育成が望まれています。科学館でも子どもたちが科学的な内容に触れながら、自ら体験し、自ら学び考えることのできる場を提供することで、今後多くの子どもの学習のお役にたてるよう努めてまいりたいと考えています。

INFORMATION お知らせ

福岡県立少年自然の家「玄海の家」

エンジンヨイウィンターキャンプ

「玄海の家」では、自然体験キャンプとして「エンジンヨイウィンターキャンプ」を開催します。「玄海の家」の自然の中で、仲間と協力してゲームに挑戦したり、野外調理をしたり、わくわくする体験が盛りだくさんです。初めて出会う仲間たちと仲良くなって、「玄海の家」の「冬」をみんなでエンジョイしませんか。みなさんの御参加をお待ちしております。

期 日：令和元年12月14日(土)～15日(日)
会 場：福岡県立少年自然の家「玄海の家」
対 象：小学校3年生から小学校6年生まで
内 容：人間関係づくりゲーム、野外調理、
 キャンドルのつどい、冬の遊び体験等
 ※詳しくは「玄海の家」ホームページ
 を御覧ください。
定 員：男子18名 女子18名 合計36名
参加費：2,000円
申込方法：往復はがき

問い合わせ先

福岡県立少年自然の家「玄海の家」
 福岡県宗像市神湊1276
TEL 0940(62)2511
FAX 0940(62)2513
ホームページ <http://www.fsg.pref.fukuoka.jp/genkai/>

福岡県教育センター

福岡県教育センターの調査研究事業

福岡県教育センターでは、教育課題・経営課題を解決するために必要な「専門的・技術的な内容」や今後の学校教育の方向性を示す「先進的な内容」について、チームを組んで調査研究を行っています。研究協力校及び大学教授等の研究協力者と連携し、「各学校の先生方に活用していただける価値ある研究にしたい」という熱い想いをもって取り組んでいます。

今年度の調査研究テーマは次のとおりです。

- ◆ 思考力、判断力、表現力等を育成するカリキュラム・マネジメントの充実
- ◆ 教員は学校で育つ！目標と評価を生かしたOJT
- ◆ 相互に高め合い、伸び合う学級づくり

研究の成果については、令和2年2月7日(金)に開催予定の「福岡県教育センター研究発表会」において発表するとともに、ホームページでも公開する予定です。また、過去の調査研究の成果については、既に公開していますので、ぜひ御活用ください。

なお、本年度で5年目を迎えた、高校教育課の特命研究「福岡県立学校『新たな学びプロジェクト』」についても、12月に各地区で実践発表会が行われます。どうぞ御期待ください。

問い合わせ先

福岡県教育センター企画部企画調査班
TEL 092(947)1062
FAX 092(947)8082
ホームページ <http://www.educ.pref.fukuoka.jp>

サイエンスラボふくおか 福岡県青少年科学館



おもしろサイエンスフェア

■日頃の感謝を伝える、楽しいイベントがいっぱいの2日間

期 日 11月23日(土・祝)、24日(日)
(参加費) 無料(ただし、入館料は必要)
内 容 科学者ちきん氏を招いたスーパースイエンスショーに科学館スタッフによる特別なサイエンスショーの他、無料科学工作、科学館スタンプラリー、メカカフトムシ対戦コーナー、ボールプール、ヨーヨー釣りなど家族で参加できる楽しいイベント盛りだくさんの2日間です。

星空教室

■「冬の三角」から星座をさがそう！
 ～冬の星座～



期 日 1月18日(土)
(時 間) 11時00分～12時30分
(対 象) 小学生以上(幼児は保護者の付き添いで同席可)
(参加費) 100円
(定 員) 1230名
(受付開始) 12月18日(水)
内 容 季節のおもな星や星座の探し方をわかりやすく紹介します。また、プラネタリウムで星座探しの体験をすることができます。

市民天体観望会

①秋の星座と見え始めた冬の星座を楽しもう。
 ②「すばる」と「オリオン大星雲」を楽しもう。

期 日 ①12月7日(土)、②1月11日(土)
(時 間) 各19時00分～20時00分
会 場 福岡県青少年科学館 コスモシアター、4階天体観測広場、5階天体観測室
(対 象) どなたでも(中学生以下は保護者同伴)
(参加費) 無料
内 容 プラネタリウムでの星空解説後、屋上で天体望遠鏡を使った星の観察を行います。(天候不良時も星空解説は行います。)

星と音楽の夕べ

■ クリスマスコンサート〜ロマンティッククリスマスJAZZナイト〜



〔期 日〕 12月21日(土)
 〔時 間〕 18時30分〜20時00分(18時00分開場)
 〔対 象〕 小学生以上(ただし、中学生以下は保護者同伴)
 〔参加費〕 一般620円、ペア券1030円、児童・生徒310円
 〔定 員〕 230名
 〔受付開始〕 11月21日(木)
 〔内 容〕 クリスマスシーズンのロマンティックな夜に岩崎大輔ピアノトリオ&東京で人気上昇中のジャズボーカリスト松村聖華による冬の星空でのコンサート。クリスマスソングはもちろん、星をテーマにしたジャズやポップスの名曲をふんだんにお送りします。2019年の記憶に残る星空の下、ロマンティックジャズコンサートを楽しくみください。

サイエンス教室

■ 鑄造名人による表札づくり体験教室



〔期 日〕 12月7日(土)
 〔時 間〕 ①10時00分〜12時00分、②12時00分〜14時00分、③14時00分〜16時00分
 〔対 象〕 小学校1年生〜中学生(小学生は保護者同伴)
 〔参加費〕 200円
 〔定 員〕 各10名 ※小学生の子ども1人での参加はできません。
 〔受付開始〕 11月7日(木)
 〔内 容〕 鑄造の工程を学び、鑄型をつくって、アルミニウムを鑄造してオリジナルの表札をつくります。

科学工作教室

〔期 日〕 毎週日曜日・祝日 ※11月23日(土・祝)、24日(日)はフェアのため内容が異なります。
 〔時 間〕 11時00分〜12時00分、14時00分〜15時00分
 〔会 場〕 福岡県青少年科学館 2階実験室
 〔対 象〕 どなたでも
 〔参加費〕 100円
 〔内 容〕 簡単な科学工作(どんぐりトトロや松ぼっくりツリー、紙皿回しなど)をします。

ものづくり工房

①オルゴールごま(中級)
 ②うそ発見器(中級)



〔期 日〕 ①12月21日(土)、②1月11日(土)
 〔時 間〕 各10時00分〜12時00分
 〔対 象〕 小学校3年生〜中学生
 〔参加費〕 ①1200円、②1800円
 〔定 員〕 各20名
 〔受付開始〕 ①11月21日(木)、②12月11日(水)
 〔内 容〕 ①コマを回すことで発生する遠心力を利用した「遠心スイッチ」搭載のコマの工作です。遠心スイッチがONになるとメロディICの音が出ます。(はんだ付け作業あり)
 ②うそをついたり、ときめいたりするときにかく汗によって電気抵抗が変化することを利用し、アナログメーターで鋭く検出する電子工作です。(はんだ付け作業あり)

ファミリープラネタリウム

■ 小さなお子様でも楽しめる参加型プラネタリウム



〔期 日〕 ①11月16日(土)、②11月23日(土・祝)
 〔時 間〕 各12時00分〜12時40分
 〔対 象〕 どなたでも
 〔参加費〕 一般620円、児童・生徒無料
 〔定 員〕 各200名
 〔受付開始〕 ①10月16日(水)、②10月23日(水)
 〔内 容〕 解説者と一緒に星や星座を探しをす。小さなお子様でも楽しめる参加型のプラネタリウムです。みんなで歌を歌ったり、クイズをしたりして、家族でワイワイおしゃべりしながら星空を楽しむことができます。



このマークのある教室や催しは、予約が必要で、指定日の9時30分から電話または直接来館の上、先着順に受け付けます。教室や催しに参加する場合は、参加費のほか入館料が必要です。ただし、土曜日は高校生以下の入館料は無料です。また、市民天体観望会の入館料はどなたも無料です。

齋藤秋圃筆

しゅうぼ

《十二月月風俗図絵巻》

図1



図2



齋藤秋圃《十二月月風俗図絵巻》賛・麗水舎金生
 天保八年（一八三七）一巻 紙本着色 卷子装 二八・〇cm × 一一四・三・〇cm
 (図1) 八月の放生会 (図2) 九月の菊見

齋藤秋圃（二七七二―一八五九）は江戸時代に筑前で人気を博した絵師です。福岡の地に来る前は大坂で幫間（男芸者）をしており、文化二年（一八〇五）に筑前秋月藩主の黒田長舒ながのぶに画才を認められ、秋月藩の御抱え絵師になりました。文政十一年（一八二八）には隠居して太宰府に住まい、その後は町絵師として活動しています。生涯に葵衛、亦助、双鳩、土筆翁などと号しました。円山四条派風の軽やかな絵画表現を特徴とし、鹿の絵を得意としたと伝えられますが、人間味のある人物の表現にも見るべきものがあります。福岡に限らず佐賀、長崎など各地に作品が残っており、九州圏内で広く活動していたことが窺えます。

この絵巻は太宰府で活動していた七十歳の時の作品で、一月から十二月の十二か月の風俗を秋圃らしい軽妙な筆致で鮮やかに描いています。今回はその中から二図をご紹介します。

図1は旧暦八月の放生会の図です。放生会は捕らえられた魚や鳥などの生き物を放つ儀式で、寺院や神社で行われます。ここでは、鳥を放つ神官とそれを眺める男性と子供が描かれています。福岡では宮崎宮の放生会が特に有名なので、ここに描かれているのもその様子かもしれません。籠の中に描かれた二羽の鳩は、双鳩とも号した秋圃の隠し落款（サイン）と思われる。秋圃の遊び心が垣間見えます。

図2は旧暦九月の菊見の図で、色とりどりの菊と、それを眺める帯刀した人物と杖をついた人物が描かれます。これらの人物のうち右が秋圃、左は博多・聖福寺で住持を務め、禅画が人気だった仙厓せんがい（一七五〇―一八三七）であると思われます。仙厓は自らの肖像や涅槃図を秋圃に描いてもらうなどしており、二人は親しく交流していました。本図の仲良く菊を鑑賞する様子にもその様子が偲ばれます。